法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する政令で定める金額は、同項第九号に規定する雇用者給与等支給額のうち同項第四号に規定する継続雇用者（次項各号において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　第七項第一号に掲げる場合　法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第一号に規定する前事業年度に係る給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同条第三項第二号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等の支給額（法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する支給額をいう。第十九項及び第二十項において同じ。）をいう。以下第十八項までにおいて同じ。）のうち継続雇用者に係る金額

二　第七項第二号イに掲げる場合　法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第二号イに規定する前一年事業年度に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前一年事業年度の前一年事業年度特定期間に対応する金額に限る。）の合計額に同号イの適用年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度特定期間の月数の合計数で除して計算した金額

三　第七項第二号ロに掲げる場合　法第四十二条の十二の五第三項第五号の法人の第七項第二号ロの前事業年度に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（当該前事業年度の同号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額に限る。）

法第四十二条の十二の五第三項第七号に規定する政令で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める費用とする。

一　法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下この項において「教育訓練等」という。）を自ら行う場合　次に掲げる費用

イ　当該教育訓練等のために講師又は指導者（当該法人の役員又は使用人である者を除く。）に対して支払う報酬その他の財務省令で定める費用

ロ　当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用その他これに類する財務省令で定める費用

二　法人から委託を受けた他の者（当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該法人の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合　当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

三　法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合　当該他の者に対して支払う授業料その他の財務省令で定める費用

法人が、法第四十二条の十二の五第一項第二号又は第二項第二号に掲げる要件を満たすものとして同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用に係る前項各号に定める費用の明細を記載した書類として財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第二十七条の十二の五に次の一項を加える。

厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定により事項を定めたときは、これを告示する。

第二十七条の十三第三項を次のように改める。

法第四十二条の十三第五項第一号イ⑵に規定する政令で定める場合は、第六項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

第二十七条の十三第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十二条の十三第五項各号列記以外の部分に規定する政令」を「第四十二条の十三第五項第一号中「特定対象年度」を「対象年度」に、「この号及び次号」を「この条」に、「第十四項第二号ニ」を「第十三項第二号ニ」に改め、同項第二号中「特定対象年度」を「対象年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「同項に規定する」を「及びロに掲げる金額」を「に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号イに規定する継続雇用者比較給与等支給額」に、「同号に掲げる」を「同号イ又はロに定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

法第四十二条の十三第七項第四号に規定する政令で定める場合は、次項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

第二十七条の十三第十二項中「第四十二条の十三第七項第五号に」を「第四十二条の十三第七項第八号に」に改め、同項第一号イ中「同項第五号に規定する特定対象年度」を「対象年度」に、「当該特定対象年度」を「当該対象年度」に改め、同号ロ中「第四十二条の十三第七項第五号の他の通算法人の同号」を「第四十二条の十三第七項第四号」に、「当該他の通算法人」を「同項第三号に規定する他の通算法人（第十三項第四号及び第十五項において「他の通算法人」という。）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第三項、第五項第二号、第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第八項及び第十二項」を「第六項及び第十一項」に改め、同項第四号中「同項第五号の」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「同項第三号の」及び「同号に規定する」を削り、「同条第五項第一号イに掲げる金額」を「同条第五項第一号イに規定する継続雇用者給与等支給額」に、「同号ロに掲げる金額」を「同号イに規定する継続雇用者比較給与等支給額」に、「同号に掲げる」を「同号イ又はロに定める」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十項及び法第四十二条の十三第七項第五号」を「第八項並びに法第四十二条の十三第七項第四号及び第八号」に改め、同項第一号中「第十項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項第二号中「第四十二条の十三第七項第五号ト」を「第四十二条の十三第七項第四号ト」に改め、同項を同条第十六項とする。

第二十八条の七及び第二十八条の八を次のように改める。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第二十八条の七　法第四十四条の四第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2　法第四十四条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等（同項各号に規定する設備等をいう。）を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が百万円以上のものとする。

3　法第四十四条の四第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

4　農林水産大臣は、第一項又は前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十八条の八　削除

第二十八条の九第一項第一号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第七項」を「係る同項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「産業高度化・事業革新促進地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第二号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項」を「第四十一条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた区域」を「なつた地区」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第五項」を「準